

『自筆証書遺言の書き方マニュアル』

自筆証書遺言をご自身で簡単に書けるように、わかりやすい図と解説でまとめました。ぜひご活用くださいませ。なお、当事務所としてはあくまでも公正証書遺言を推進するものであって、自筆証書遺言を推進するものではありません。

※ 記載事項には細心の注意を払い万全を期すよう心がけておりますが、正確性、確実性を保証したものではありません。また、当サイトを利用し自筆証書遺言を書いた際に生じた損害・トラブル等につきましても、当事務所は一切の責任を負いかねます。

●用意するもの

- ・ ボールペン・用紙・印鑑・封筒・印鑑証明書
- ・ 不動産の登記簿や通帳
- ・ 『自筆証書遺言の書き方マニュアル』をダウンロードした方がより書きやすいかもしれません。

●流れ

1. 法定相続人のページを読み、簡単家系図を使って法定相続人は誰なのかを確定します
↓
2. 財産リストを使い、相続財産を確定します
↓
3. 内容を自筆し、押印します
↓
4. 遺言書チェックリストを使い、不備の有無を確認します
↓
5. 適切な場所に保管します

法定相続人とは、法律で定められた相続人のことで、被相続人の配偶者（夫もしくは妻）、被相続人の子、被相続人の直系尊属（親）、被相続人の兄弟姉妹がこれにあたります。また、法定相続人のなかでも順位があります。

●配偶者は常に相続人となり、子、直系尊属、兄弟姉妹がいなければ、単独で相続人となります。

●第一順位が子、第二順位が直系尊属、第三順位が兄弟姉妹となります。

法定相続分とは、法律で定められている法定相続人の相続割合を示したものです。遺言書がない場合、法定相続分に従って財産を分配します。また、遺言書を作成する際の目安にもなります。

法定相続分は法定相続人の組み合わせによって違います。みていきましょう。

●配偶者と子（孫、ひ孫）が相続する場合

⇒ 配偶者： $1/2$ 、 子： $1/2$

子（孫、ひ孫）が複数の場合は、 $1/2$ を均分します。例えば子が3人いたら、配偶者が $1/2$ 、子が $1/6$ ずつの相続になります。ちなみに子は、実子でも養子であっても割合は同じです。

●配偶者と父母（祖父母）が相続する場合

⇒ 配偶者：2／3、 父母：1／3

また、父母は実親・養親の区別なく相続できますので、1／3を均分することになります。

●配偶者と兄弟姉妹（甥・姪）が相続する場合

⇒ 配偶者：3／4、 兄弟姉妹：1／4

兄弟姉妹も複数いれば、1／4を均分します。

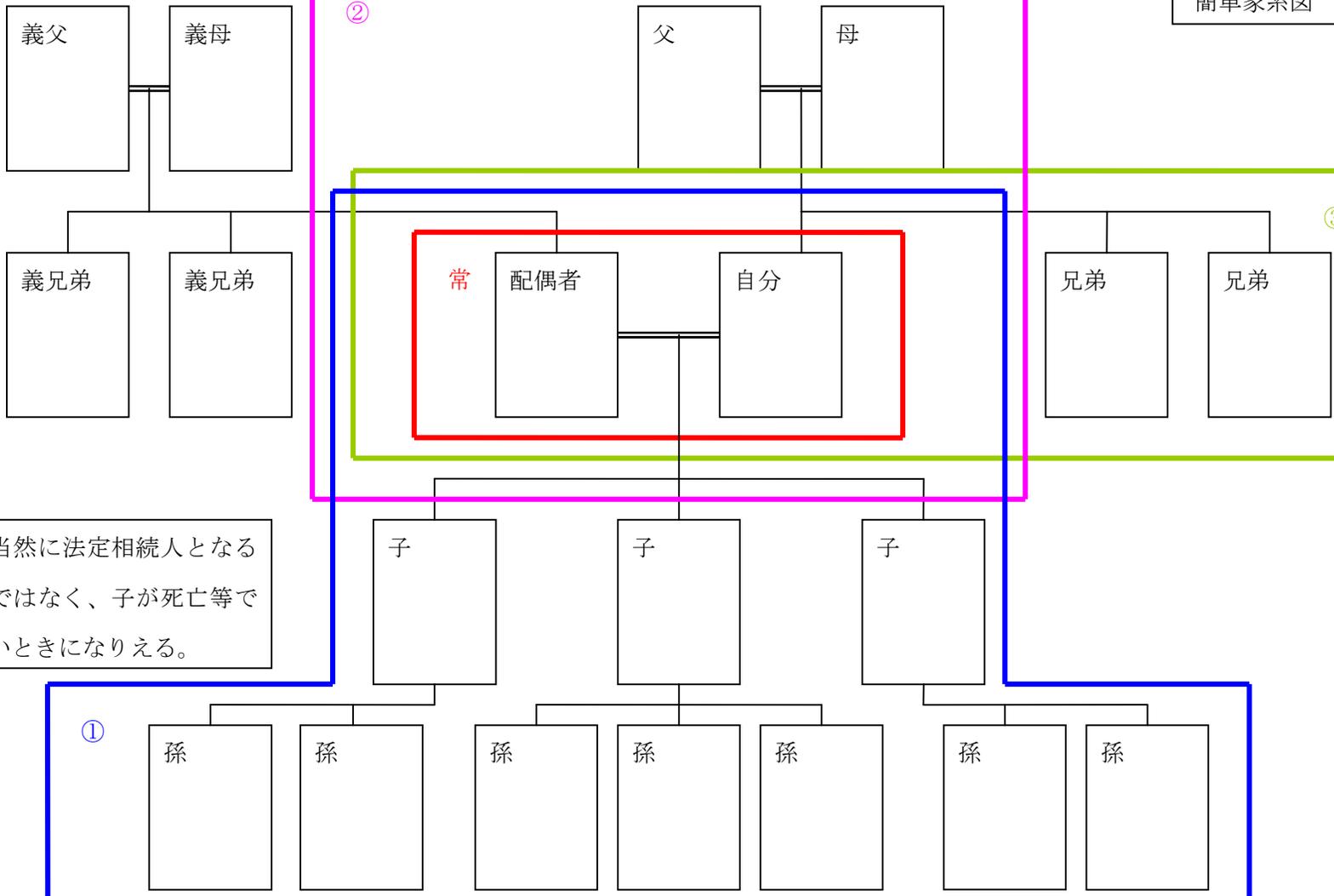
兄弟姉妹のうち亡くなっている者がいる場合、その者に子（被相続人からみて甥姪）がいれば、その子が代襲相続します。甥姪が複数いれば均分します。

●異母（父）兄弟がいる場合

母は違っても父が同じなら、父が亡くなった場合の相続には影響ありません。同じ父親の子供として均分することになります。

母は違うのですから、自分の母が亡くなった場合の相続には、異母兄弟は一切関係ありません。

简单家系图



孫は当然に法定相続人となるわけではなく、子が死亡等でないときになりえる。

財産リスト

●現金

保 管 場 所	金 額
	円
	円

●預貯金・信託口座

金融機関	支店	種別	口座番号	現在額
				円
				円
				円

●株式

銘 柄	保 管 先	おおよその時価
		円
		円

●投資信託・債券等

内 容	金融機関・保管先	おおよその時価
		円
		円

●会員権

会の名称	おおよその金額
	円
	円

●自動車等

車 種	おおよその金額
	円
	円

●生命保険

保 険 会 社	証 券 番 号	おおよその金額
		円
		円

●貴金属・骨董品・その他

品 目	おおよその金額
	円
	円
	円
	円

●土地

所 在	
地 番	
地 目	
地 積	
おおよその時価	円

●建物

所 在			
家屋番号			
種 類			
構 造			
床面積			
おおよその時価	円		
		総額	円

●債務

相手方	金 額	返済日	利息等
	円		
	円		

総額 円

自筆証書遺言の例

※例はパソコンで作成していますが、実際に自筆証書遺言を書く際は必ず自筆で書いてください。

遺言書

遺言者古池太郎は次のとおり遺言する。

一、妻古池花子（昭和二年二月二日生）に次の財産を相続させる。

- 1 所在 福岡県大牟田市太陽通一丁目
地番 二番三
地目 宅地
地積 貳百参拾五・壱四平方メートル
- 2 右同所所在、家屋番号 五拾二
木造瓦葺一階建居宅
床面積 八九・八平方メートル
- 3 右家屋内にある什器備品のすべて

二、長男古池次郎（昭和二四年五月二九日生）に次の財産を相続させる。

わくわく銀行 大牟田支店 普通 番号一二三四五六七の遺言者名義の普通預金
但し、妻古池花子をよろしく頼む。

三、長女空池月子（昭和二六年九月五日生）に次の財産を相続させる。

株式会社ぱくぱくの株式のすべて（ふわふわ証券大牟田支店に預託）
但し、愛犬ギン太と仲良くしてほしい。

四、右以外の財産は、孫古池三郎（昭和十四年三月二日）と

孫空池星子（平成十二年七月十八日）に二分の一ずつ相続させる。

五、付言事項

私もいい年になってきていつどうなるか分からないので一筆書きました。いい妻
子供たちに恵まれていい人生だったと思う。

父親としていたらない部分も多く何かと迷惑をかけたが、最後までついてきてく
妻、そして子供たちに本当に感謝している。ありがとう。もし生まれ変わるのなら
また家族として一緒に楽しく暮らしたいと思っています。

五、この遺言の遺言執行者として、左の者を指定する。

福岡県大牟田市太陽通七丁目八番地九号
行政書士 大牟田三四郎

平成二〇年六月十五日

福岡県大牟田市太陽通一丁目二番地三号
遺言者 古池太郎



遺言書チェックシート

せっかく遺言書を書いても不備があったら無効にもなりかねません。次の項目を必ずチェックしましょう。

- タイトルは「遺言書」となっている。
- 自筆で書いている。
- 愛する夫または妻と、2人でひとつの遺言書になっていない。
- 「あげる」「継がせる」などの表現になっていない。そのような表現になっている場合は「相続させる」と訂正しましょう。
- 不動産についての記載は登記簿謄本のとおり書いている。
- 預貯金についての記載は金融機関名、支店、口座、口座番号の記載がある。
- 氏名・人名の後にその人の生年月日の記載がある。
- 日付の記載がある。「吉日」などの表現をしていない。
- 実印での押印がある。
- 遺言書に印鑑証明書を添付している。
- 複数になる場合はホチキス等でひとつにまとめている。
- 複数になる場合は契印を押している。または毎ページに署名している。

自筆証書遺言は、書き方以外に保管方法を考えなくてはなりません。紛失、偽造、のほかに、そもそも死後発見されない危険もありますので、保管方法には細心の注意が必要です。

●遺言書を封筒にいれましょう。

●その封筒に実印で押印し署名しましょう。

●保管場所の例

- ・信頼できる人に保管を頼む。
- ・貸金庫や自分の金庫に保管し、配偶者や信頼できる人に伝えておく。

遺言書はあなたの最後の意思表示です。その意思表示がきちんと汲み取られるためには、作成・保管ともに優れた公正証書遺言をおすすめします。しかし、ご自身でどうしても遺言書を書きたい、専門家に頼らず気軽に遺言書を書きたい、という方もいるでしょう。この『自筆証書遺言の書き方マニュアル』が皆様の生活にお役に立てれば幸いです。

たいよう行政書士事務所
古池 太陽